

豊後の七島蒔、阿波の藍など、その地域の風土に応じた特産物も生まれた。

豊前地方では、生蠟・菜種子・石炭・硫黄・硯・水晶・木綿縞・小倉織・菜種類が特産として生産された。

二 細川藩時代の生産と流通

(一) 蘭草の栽培と畳表

職制と殖産

豊前細川藩の職制は、第8表「細川藩職制」(74ページ)として前述のとおりであるが、その内容を細かに見ていくと、元和十年(一六二四)段階では、漆洪奉行・油蠟燭奉行・炭薪奉行・材木奉行・古木竹葭縄葛奉行・柚奉行・鍛冶奉行・畳奉行・白土奉行・金山惣奉行などの奉行名が見られる。藩の職制と領内の漆洪・油・蠟燭・薪炭・材木・古木・竹・葭・縄・葛・柚・鍛冶・畳・白土・金山などの殖産とが密接に職掌化されているのである。

このような殖産諸奉行の中から、ここでは「畳奉行」を一例として見てみよう。

江戸幕府の職制には、作事奉行の下に、「畳奉行」・「畳蔵門番人」・「畳方手代」が置かれている。作事奉行は、工作営繕の管理にあたる奉行として、寛永九年(一六三二)に新設されたものであり、重要な役職として「畳奉行」以下三職がその管掌下に置かれた。畳表は、幕府や江戸の衣・食・「住」にとって重要な生活必需品であった。

蘭草の栽培と畳表

幕府の職制に「畳奉行」があったように、豊前細川藩の職制にも前述のように「畳奉行」があった。元和七年（一六二二）の「御印帳」（熊本大学史料叢書『細川忠利裁可文書』

一）の六月晦日の条に、「一、御畳奉行末村九右衛門・松村源六兵衛仰せ付けられ候事」とある。同十年（一六二四）の「諸奉行帳」（永青文庫）には、奉行の実名は明記されていないが、「一、畳奉行 一、へり布并 畳指上中下日積仕るべき事」とある。畳奉行は、へり布の品定めや畳指（畳刺）職人の上・中・下の日積など、畳の表打（営繕）に関する職掌であった。

寛永元年（一六二四）の「日帳」（同前）の八月四日の条に、「吉田源七郎に今日より御畳の儀申し付けられ候」とあり、畳奉行として吉田源七郎が任命されている。同五年（一六二八）の「諸奉行帳」には、「一、畳奉行」Tada Toxi「吉田源七郎」と、藩府細川忠利の印文がローマ字で押印されている。畳奉行は、藩主の任命であったのである。また、この「諸奉行帳」をさらにめくっていくと、「一、蘭田奉行」Tada Toxi当分平三郎Tada Toxi「手伝九拾三人」と記されている。蘭田奉行という、蘭田を管掌する奉行がいて、当初、矢嶋平三郎が任命されている。さらに、手伝九三人も任命されたのである。

四年前の元和十年の「諸奉行帳」には、蘭田奉行という職制がないので、この間に蘭草の栽培と畳表の製造が始まり、藩は、寛永五年に、蘭田奉行と九三人にもおよぶ手伝を任命し、かなり大がかりな殖産興業策を推進しているのである。

領内に蘭田がなく、蘭草の栽培と畳表の製作が行われていない時期には、備後表と七島庭が他領から移入された。元和八年（一六三二）の「忠利裁可」に、

奉行覚

一、畳の表上下をつもり、来年八、九月の時分、奉行にとも（鞆・備後国沼隈郡）へ目録を持せ調申すべく候、へりいとも宗立様（細川忠興）の時のごとく申し付くべく候事

とある。また、「日帳」の寛永元年（二六二四）八月五日の条に、

一、去年江戸へ、御畳の面八百畳、とも（鞆）の興兵衛より上げ申候、其代銀去々年の直ぐ少し高く御座候に付、去々年の並にさげさせ申すべきの由候へ共、年により直に高下これ有る儀に候間、興兵衛所よりの目録の前に代銀渡り候て然るべきの由、各吟味の上にて相渡され候事

とある。すなわち、元和九年（二六三三）に、細川藩は、備後表八〇〇枚を幕府への献上表として鞆より購入し、献上したのである。

寛永三年（二六二六）の「日帳」によると、同年五月十八日、藩命で薩摩へ買物に派遣された池田次兵衛と船頭林与右衛門が、赤つく綱三〇ぼう、黒つく綱一〇ぼうとともに七島蓆一四〇枚を購入して小倉に帰着している。

畳の作製のとくに使う縁布（へり布）は、京都あたりより取り寄せていたようである。寛永五年（二六二八）の「日帳」の三月十八日の条に、次のように記されている。

一、京都より御畳のへり十端下り申候を、御た、ミヤ平三郎（矢嶋平三郎）に渡申候、送状はこれ無きに付、請取切手は重て仕るべき由、申され候事

つまり、畳のへりの調達も、畳奉行の管掌であった。このように、蘭草の生産と畳表の織製は、細川藩の重

要な殖産興業の一つであったのである(第44図参照)。

現在、熊本県の八代地方は、日本一の畳表生産地である。八代は、細川三斎の転封先でもあった。

(一) 米穀流通

大坂回米と蔵元

細川藩時代、豊津町域で生産された米は、收穫米の過半が年貢米として、今川河口の大橋村(現行橋市)へ人力や馬で駄送だそうされ、そこから船で、細川氏の城下町小倉へ回漕された。

領内各地から藩庫に収納された年貢米は、その一部が藩主や家臣層に消費され、残りの米は中央市場へ回漕された。当時の流通機構は、江戸と大坂を全国的規模での二大中央市場としたが、西国諸藩は大坂を主な米市場としていた。諸藩は、年貢米などの蔵物くらものや特産物・専売品を売却して、それらを換金するために、その売捌うりさば機関として大坂に蔵屋敷を設置した。蔵屋敷には、藩から派遣された「蔵役人」、蔵物の保管・出納をする「蔵元」などの武士や町人がいた。

細川藩では、元和元年(一六二五)には既に、京都に京都調物奉行を、大坂に大坂米奉行を派遣している。そして、同七年(一六二二)には、「御印帳」の十月十一日の条に、



第44図 蘭草の植え付け

一、大坂御蔵本に御付置成られ候坂本仁兵衛・石本三介・岩田甚太郎兩三人、帳紙の儀積り上せ申すべく
 き御誼ごじぎょうの事

とあるように、大坂蔵元奉行として坂本仁兵衛・石本三介・岩田甚太郎の三役人が活躍している。また、「御印帳」の同年九月十二日の条に、次のように記されている。

一、大坂御米（のほせ） 申候はば、拾の内五ツ分は木屋理右衛門尉・舛屋孫十郎兩人当分に請取払申すべく候、残て五ツ分は残御蔵本中へ理右衛門尉・孫十郎兩人と割符仕いたし、はらわせ申すべく御意事
 元和七年の大坂（のほせ） 登米高は不明であるが、積み登せ米のうち、半分を蔵本（蔵元）の木屋理右衛門尉と舛屋孫十郎に売り捌きを請け負わせ、残り半分をそのほかの蔵元中に売り捌かせている。

元和十年（一六二四）の「諸奉行帳」には、大坂米奉行として寺嶋平兵衛と金子嘉左衛門尉の名が散見され、寛永三年（一六二六）の「日帳」では、寺嶋平兵衛・仁保太兵衛・堀長兵衛・米田久助の四役人が大坂米奉行として活躍している。また、同年の「日記」には、「中津ノ大坂米奉行」として沖津右衛門・村上善九郎の名が見える。これは、本藩の細川忠利ただとし「小倉領」に対し、父忠興ただむねの隠居領である「中津御領分」が、大坂に独自の米奉行を設置していたことを意味するものである。なお、寛永五年（一六二八）の「諸奉行帳」によると、本藩の小倉領は、大坂米奉行のほかに、物書手伝五人と蔵子二人を蔵屋敷に置いている。

江戸回米と買米

このように、細川藩は、中央市場の一つ大坂に、領内で生産された米穀や特産物を船で積み登せ、蔵屋敷を中心に、これらの蔵物を換金していたが、大坂市場の米相場が下落し、江戸市場の米相場が高値のときには、大坂から江戸への転送、あるいは小倉から江戸への直送を行った。

「日帳」の寛永元年（二六二四）十一月二十五日の条に、

一、江戸へ廻し申米四千五百石より米申付候付て、御代官・御借米奉行衆、竹内吉兵衛与今池長右衛門に持せ遣候事

とあり、また、同三年（二六二六）六月二十六日の条には、

一、江戸大廻りの御米舟五艘罷戻、御船頭衆手嶋茂太夫・上田惣吉・村上新右衛門・加来久二郎・三宅清介、右五人登城仕らせ候事、六月四日に江戸を出船、昨廿五日に此地着舟仕由、申され候也

とある。このように、寛永元年十一月二十五日には、大坂より江戸への回米四五〇〇石の転送が行われ、同三年六月二十五日には、小倉より江戸へ直送した回米船五艘が小倉へ帰港した。これは、「江戸の米価が一両に五石四斗五升」という高値で取引されているという情報に基づく、江戸直送米の積み登せであった。藩は、単に年貢米を換金するために回米を行っただけでなく、隔地間格差による利潤追求も図ったのである。

このように、細川藩は、大坂や江戸への米穀の移出を行ったが、その一方で米と大豆の領内移入を原則として禁止した。ただし、雑穀の領内移入は許可した。これは、領内産の米・大豆の自給による領国経済を維持・推進するためである。しかし、大風雨・洪水・旱魃^{かんばつ}・虫害などの飢餓や災害のため、領産米が拮据^{ひんげ}した場合、藩は他所米や大豆・雑穀の買入れを行った。

「日帳」の寛永三年（二六二六）七月九日の条に、

一、下ノ関にて御買米四百石これ有る由、舟瀬里兵衛申来候に付、四百石共に当津へ廻候へと申付

候事

とあり、同年七月十三日の条には、

一、下ノ関より御米百七十石買調、積来候由、桃田助右衛門・舟瀬忠三郎兩人申来候事

とある。寛永三年七月、旱魃に見舞われた細川藩は、七月九日に四〇〇石、同月十三日には一七〇石の下関買米を行っている。そして、「日帳」の寛永四年（一六二七）五月十三日の条に、次のような記事があるように、米価が安値で取引されている北国への米の買い付けに出かけている。

一、舟瀬里兵衛北国へ遣さるるに付、三人ぶち留守の飯米に残置由、兵介・善右衛門に申理置候の由候、然共、米安き所に遣さるるに付、御加子衆も杓ヶ月の御ふちかた何も渡遣され候間、里兵衛儀も御加子同前に、さきくにてかい遣申すべき由にて、兵介・善右衛門御ふちかた渡申されず、里兵衛留守めいわく仕由申候付、三人ぶちをわけ候て成共、妻子かつゑざる様に渡申さるべき由、三宅清兵衛・橋本勘左衛門兩人を使にして兵介・善右衛門へ申遣候事

三 小倉小笠原藩時代の生産と流通

(一) 年貢米の納入と米穀の流通

大橋蔵と沓尾蔵

小倉小笠原藩になると、豊津町域の年貢米は、次の史料に散見されるように、惣社村・国作村・国分村・彦徳村の分が大橋蔵（現行橋市）に、田中村・徳政村・有久村・皆見村・下原村・綾野村・上坂村・吉岡村・上原村・光富村・節丸村・徳永村の分が沓尾蔵（同前）に納入され